

## 令和3年度 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事業

交付金の額	<b>【市長が毎年度別に定める額（月額）】</b> ○1人あたり月額 30,000円
交付対象となる者	○令和3年4月1日現在で、大阪市要支援児受入促進指定園の指定を受けている設置者
交付金算定の対象となる要支援児	<p>毎月1日現在、当該園に就園する要支援児数のうち、医学上又は心理学上の診断書等に基づき市長が判定する幼児として、学校教育法第26条に規定する幼児（ただし、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定するものを除く）及び、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する子どものうち、医学上又は心理学上の専門的見地からの診断等があり、かつ教育上特別な配慮（教職員の加配措置など）を要すると認められる幼児（ただし、年度内に発達障がいとの診断を受けた園児（年度内に交付申請（診断・所見等添付）があった場合には判定申請から判定までの期間も補助金交付対象とする。）または、発達障がいの可能性があり要観察との診断・所見等がある園児を含む。）</p> <p>※別表「『手帳・診断書等』の障がい種別の判定基準」並びに、教育上特別な配慮が必要であることを総合的に判断</p>
提出書類	<p><b>要綱第3条第2項 【事業計画書及び添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式第1-1号）事業計画書</li> <li>・（様式第1-2号No.1-3）調査票</li> <li>・（様式第1-3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見</li> <li>・（様式第1-4号）保護者説明の実施状況の確認書</li> <li>・（様式第1-5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定）</li> <li>・（様式第1-6号）支出予算内訳書</li> <li>・（様式第1-7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。</li> <li>・ 手帳・診断書等（原本または写し）</li> </ul> <p><b>要綱第7条第1項 【変更承認申請書の添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式第5-1号）事業計画変更届</li> </ul> <p>※以下の様式は、変更する内容に応じて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式第1-2号No.1-3）調査票</li> <li>・（様式第1-3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見</li> <li>・（様式第1-4号）保護者説明の実施状況の確認書</li> <li>・（様式第1-5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定）</li> <li>・（様式第1-6号）支出予算内訳書</li> <li>・（様式第1-7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。</li> <li>・ 手帳・診断書等（原本または写し）</li> </ul>

**要綱第 11 条第 2 項 【事業報告書の添付書類】**

- ・（様式第 8 - 1 号）事業報告書
- ・（様式第 8 - 2 号）私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表
- ・（様式第 8 - 3 号）保護者説明等実施状況報告書
- ・（様式第 8 - 4 号）特別支援教育担当教職員調査票
- ・（様式第 8 - 5 号）支出経費内訳書

## 「手帳・診断書等」の障がい種別の判定基準

(特別支援教育費補助金・交付金)

障がい種別		障がいの程度		診断・判定できる者 及びその書類
A	視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のもの、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B	聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C	知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
		3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
D	肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	
E	病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 【※一過性の病気や既往症は含まれません】	
F	言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	その他これに準じる者(これらの障がい主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	
G	情緒障がい	1	自閉症又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	

(備考)・視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

・聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

・当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」に基づき作成しています。